

○総合地球環境学研究所研究プロジェクト規則

平成22年12月20日制定

平成25年11月15日一部改正

平成26年10月3日最終改正

(趣旨)

第1条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の運営会議が定めた「総合地球環境学研究所における研究活動の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、研究所における研究プロジェクト等の運営については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 研究所内外の研究者が共同し、一定の期間内に成果を出すことを目的とし所定の手続きを経て立ち上げる共同研究を「研究プロジェクト」と呼び、広く研究者コミュニティから独創的アイデアを募る個別連携プロジェクト、基幹研究ハブ部門により構想・育成される未来設計プロジェクト及び連携協定を締結している、または締結を予定している大学・研究機関を対象とした機関連携プロジェクトから成り、次の研究区分を設ける。

- 一 プレリサーチ（略称：PR） 本研究の事前に行う1年間程度の準備的な共同研究
- 二 本研究（略称：FR） 運営会議が決定するプロジェクト期間（3～5年）で進められる共同研究
- 2 研究プロジェクトを立ち上げるための準備段階として、次の研究区分を設けることができる。
 - 一 インキュベーション研究（略称：IS） 研究プロジェクト立ち上げのため、予備研究につながる研究シーズを発掘・涵養するために行う共同研究。但し、この区分は未来設計プロジェクトと機関連携プロジェクトには設けない。
 - 二 予備研究（略称：FS） FRとしての実行可能性を検証するために行う予備的な共同研究。個別連携プロジェクトについては個別連携FS、未来設計プロジェクトについては未来設計FS、機関連携プロジェクトについては機関連携FSと略称する。
 - 三 IS及び全ての種別のFSは、次の段階に進むための移行審査を受けなくてはならない。

(研究プロジェクト等の評価)

第3条 FSから研究プロジェクトへの移行にあたっては、研究プロジェクト評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価に基づき運営会議の承認を得ることとし、研究プロジェクトと承認されたものについては、研究所として適切な研究資金を配分することとする。

- 2 研究プロジェクトは、評価委員会による評価を受けることとする。

(研究組織)

第4条 IS及びFSに、研究代表者としてそれぞれIS提案者及びFS責任者を置く。

- 2 IS提案者は、助教と同等又はそれ以上の立場にあると所長が判断したものをもって充てる。ただし、IS提案者が研究所の専任の研究教育職員以外の場合は、当該ISの研究方針等について助言する所内インキュベーターを置くこととし、所長が指名する研究所の専任の研究教育職員をもって充てる。
- 3 FS責任者は、研究所の専任の研究教育職員又は客員教員をもって充てる。上記に加え、機関連携プロジェクト予備研究（FS）にあつては国公立大学や独立行政法人等の研究機関に所属している常勤教員若しくは常勤研究員をもって充てることできる。ただし、FS責任者が研究所の専任の研究教育職員以外の場合は、所内共同研究者または所内対応者の協力を得て業務を行うものとする。所内共同研究者または所内対応者は、所長が指名する研究所の専任の教授又は准教授をもって充てる。

第5条 研究プロジェクトに、研究代表者としてプロジェクトリーダー（以下「リーダー」という。）を置き、原則として研究所の専任の教授又は准教授をもって充てる。ただし、機関連携プロジェクトの場合は、研究所の専任もしくは所属機関から研究所への出向あるいは派遣等とする。詳細については別途協議するものとする。

- 2 リーダーは、研究プロジェクトを統括し、研究プロジェクトの運営管理の責任を負うものとする。

第6条 研究プロジェクトに、プロジェクトの統合性を強化し、所内外との広範な共同による研究遂行を支援するために、共同リーダーを配置することができる。共同リーダーは原則として研究所の専任の教授又は准教授をもって充てる。当面は未来設計プロジェクト及び機関連携プロジェクトへ配置する。

2 共同リーダーは、リーダーと共同して当該プロジェクトについて運営・管理を行う。特に研究面に関して、リーダーと対等な立場で、プロジェクトの遂行にあたる。

3 共同リーダーは、リーダーの不在時にはその職務を行うこととする。

第7条 研究プロジェクト等の研究計画に基づく共同研究に参加し共同で研究を行う研究者を、研究プロジェクトメンバー（以下「メンバー」という。）と呼ぶ。

2 リーダー及び共同リーダーは、メンバーを選任する。

3 機関連携プロジェクトにあつては、国内外の広範な研究者コミュニティとの連携を実現するために、連携機関に所属するメンバーは全体の50パーセントを超えないものとし、それ以外のメンバーについては、国内外の複数機関からの参画を得ることとする。

4 共同リーダーを置かない場合、リーダーは研究プロジェクトの運営管理を補佐させるために、フルタイムのプロジェクト研究員の中からサブリーダーを指名するものとする。共同リーダーを配置する場合には、原則として共同リーダーがサブリーダーの職務を行うこととする。

5 サブリーダーは、リーダーの不在時にはプログラム主幹の助言を得て、研究プロジェクトの運営管理業務を行うものとする。

6 リーダーは、メンバーの中から、研究遂行の責任を分担し研究活動を行うコアメンバーを指名することができる。

7 リーダーは、経理事務及び事務連絡等を処理させるため、研究プロジェクトに事務担当者を置くものとする。

（研究成果の公表）

第8条 研究プロジェクトメンバーは、その研究成果を学会等への発表やその他の方法より広く社会と共有することに努め、公表の際は、研究所の研究成果であることを明示することとする。

2 研究所を退職した研究者が研究プロジェクトの成果を公表する際は、研究所の研究成果であることを明示することとする。

（研究成果の共有と継承）

第9条 プロジェクトリーダーおよび共同リーダーは、プロジェクトの研究成果が地球研アーカイブなどを通じて研究所内外に効果的に共有され、新たなプロジェクトのシーズを生み出すことができるよう細心の配慮を行うものとする。

研究所の多様な研究成果の共有と統合を担当する情報基盤部門及び基幹研究ハブ部門との緊密な連携を担保するために、フルタイムのプロジェクト研究員の中から共有統合担当者を指名し、その任にあたらせるものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、研究プロジェクト等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年12月20日から施行する。

2 総合地球環境学研究所共同研究規則（平成19年2月22日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月3日から施行する。